

第2回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日(金曜日) 午前10時
受付開始午前9時

開催場所

東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面(郵送)により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日) 午後5時45分まで

目次

第2回定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	22
計算書類……………	25
監査報告……………	28
株主総会参考書類……………	33

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 5290
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目7番地2
株式会社ベルテクスコーポレーション
取締役社長 土 屋 明 秀

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第2期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.vertex-grp.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.vertex-grp.co.jp>) に修正後の内容を掲載させていただきます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

当社は2018年10月1日にゼニス羽田ホールディングス株式会社(現ゼニス羽田株式会社)と株式会社ホクコンの共同持株会社として設立されました。設立に際し、ゼニス羽田ホールディングス株式会社(現ゼニス羽田株式会社)を取得企業として企業結合会計を適用しているため、前連結会計年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の連結経営成績は、取得企業であるゼニス羽田ホールディングス株式会社(現ゼニス羽田株式会社)の前連結会計年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の連結経営成績を基礎に、株式会社ホクコンおよびその関係会社の前連結会計年度(2018年10月1日～2019年3月31日)の連結経営成績を連結したものになります。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方、人手不足や原材料高騰の影響に伴う生産・物流コストの上昇、国内で発生している自然災害、米中貿易摩擦に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が懸念されており、先行きは不透明な状況が続いております。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は39,014百万円(前年同期比31.4%増)、営業利益は3,788百万円(前年同期比50.5%増)、経常利益は3,959百万円(前年同期比46.9%増)となりました。また、負ののれん発生益は前年同期に4,190百万円を計上されたものの当連結会計年度に計上されなかったため、親会社株主に帰属する当期純利益は2,336百万円(前年同期比60.6%減)となりました。

セグメント業績を示すと、次のとおりであります。

(コンクリート事業)

ゼニス羽田株式会社と株式会社ホクコンによる2018年10月の経営統合後、初めてホクコングループの業績を12か月間取り込むこととなる当連結会計年度において、積極的に両社によるシナジー効果の発現に努めてまいりました。主な施策として、営業所の統合、販売アイテムの集約による高付加価値製品群への特化、ロジスティクスを起点とした全社的なコストの再検討、統一的な販売価格のマーケティング戦略を、スピード感をもって実行いたしました。その結果、売上高は28,372百万円（前年同期比28.2%増）、営業利益は3,602百万円（前年同期比37.1%増）となりました。

(パイル事業)

Hyper-ストレート工法・節杭を用いたFP-BESTEX工法を中心とした収益拡大に努めました結果、売上高は4,520百万円（前年同期比57.5%増）、営業利益は128百万円（前年同期比183.7%増）となりました。

(防災事業)

国土交通省等による「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実行フェーズの2年目となる当連結会計年度において、落石及び土砂の防護柵の業界の中で顧客の信頼に足る技術力と国内最大規模の実験設備を有する主要メーカーとして多様な製品群の開発に努めてきたことが結実し、売上高は4,083百万円（前年同期比47.3%増）、営業利益は1,061百万円（前年同期比76.1%増）となりました。

(その他事業)

セラミック事業及び賃貸事業については、ほぼ計画通りに推移したものの、コンクリートの調査・試験事業等が低調であったことなどから、売上高は2,039百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益は367百万円（前年同期比4.0%増）となりました。

なお、株式会社ホクコンおよびその子会社の経営統合前に相当する2018年4月1日から2019年3月31日までの期間の経営成績に前連結会計年度の経営成績を通算した連結経営成績(以下、「ホクコングループの上半期を加味した前年同期」とします。)と当連結会計年度の経営成績を比較した場合、以下のとおりとなります。

<売上高>

	ホクコングループの 上半期を加味した 前年同期 (注)	当連結会計年度	前年同期比
コンクリート事業	29,191 百万円	28,372 百万円	△2.8 %
パイル事業	4,932 百万円	4,520 百万円	△8.4 %
防災事業	2,772 百万円	4,083 百万円	47.3 %
その他事業	2,131 百万円	2,039 百万円	△4.3 %
連結	39,027 百万円	39,014 百万円	△0.0 %

(注) 会計監査を受けておりません。

<営業利益>

	ホクコングループの 上半期を加味した 前年同期 (注)	当連結会計年度	前年同期比
コンクリート事業	2,731 百万円	3,602 百万円	31.9 %
パイル事業	44 百万円	128 百万円	189.4 %
防災事業	602 百万円	1,061 百万円	76.1 %
その他事業	327 百万円	367 百万円	12.0 %
消去または全社	△1,435 百万円	△1,370 百万円	—
連結	2,271 百万円	3,788 百万円	66.8 %

(注) 会計監査を受けておりません。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかに回復することが期待されるものの、消費税率の引き上げ後の消費動向、新型コロナウイルスの感染拡大、米中の通商問題等による経済停滞の懸念に十分に留意する必要があります。

当社グループが属する土木分野を中心とするわが国の建設業界においては、民間の建設投資、国土強靱化や防災・減災対策、老朽化が進む社会インフラの維持・更新需要の高まり等に対応するための働き手の確保が課題となっております。

当社グループは、コンクリート二次製品業界で初となる大型水平統合により業界随一の全国規模のネットワークを備える企業グループとなりましたが、これに加えて今後は、技術力、発想力等、グループ内の有形無形の資産を最大限活用し、建設業界、ひいてはわが国の課題解決の一助となるべく、革新的な製品の開発・供給に取り組んでまいります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、1,007百万円でありその主なものは次のとおりであります。

コンクリート事業におきましては、製品製造に係る金型類の更新投資および工場新設建屋等、893百万円の設備投資を行いました。

パイル事業におきましては、製品製造に係る機械等、30百万円の設備投資を行いました。

その他事業におきましては、セラミックス製品製造に係る金型類の更新投資及び機械設備等、66百万円の設備投資を行いました。

全社共通として、本社設備等に10百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9. 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 1 期 (前連結会計年度) 2019年3月期	第 2 期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	29,701	39,014
経 常 利 益 (百万円)	2,694	3,959
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,934	2,336
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	712.28	262.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	261.07
総 資 産 (百万円)	43,569	42,046
純 資 産 (百万円)	21,949	23,014

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

10. 重要な親会社および子会社の状況（2020年3月31日現在）

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ホ ク コ ン	百万円 100	100.0%	コンクリート事業・その他事業
ゼニス羽田株式会社	100	100.0	コンクリート事業・防災事業 その他事業
ゼニス建設株式会社	30	100.0	コンクリート事業・防災事業
株式会社ホクコンプロダクト	20	100.0	コンクリート事業
北関コンクリート工業株式会社	20	100.0	コンクリート事業
ユニバーサルビジネス企画株式会社	50	100.0	コンクリート事業・その他事業
東北羽田コンクリート株式会社	10	100.0	コンクリート事業
ホクコンマテリアル株式会社	50	100.0	パイル事業
株 式 会 社 ウ イ セ ラ	10	100.0	その他事業
株 式 会 社 M ・ T 技 研	10	100.0	その他事業
アイビーソリューション株式会社	30	100.0	その他事業
株式会社ハネックス・ロード	10	100.0	その他事業
ホクコントラスト株式会社	20	100.0	その他事業

(注) 1. 「主要な事業内容」欄については、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権比率は、間接所有割合も含めて記載しております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌエクス	百万円 10	47.6%	その他事業
鶴見コンクリート株式会社	100	20.7	コンクリート事業
菊一建設株式会社	30	20.0	コンクリート事業

連結子会社は前頁に記載の13社であり、持分法適用会社は上記の3社であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ホクコン	福井県越前市北府一丁目2番38号	3,237百万円	8,569百万円
ゼニス羽田株式会社	東京都千代田区麹町五丁目7番地2	3,802百万円	

11. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	主要製品および事業内容
コンクリート事業	マンホール、ヒューム管、ボックスカルバート等のコンクリート二次製品の製造・販売、その関連商品の販売並びにこれらの製品の据付工事
パイル事業	遠心カプレストレスコンクリートパイルの製造・販売並びに杭打工事
防災事業	落石防護柵等の防災製品の製造・販売、その他関連商品の販売並びに設置工事
その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューセラミック製品の製造・販売 ・機器レンタルおよび資材販売 ・RFID (非接触ICタグ) の販売 ・コンクリート調査・試験 ・システム開発・販売 ・不動産賃貸 等

12. 主要な拠点等（2020年3月31日現在）

<当 社>

本 社 東京都千代田区

<子会社>

名 称	拠 点	事業所（所在地）
(株) ホ ク コ ン	本 社 営 業 所	本社・福井営業所（福井県福井市）、石川営業所（石川県金沢市）、富山営業所（富山県富山市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、岐阜営業所（岐阜県岐阜市）、三重営業所（三重県津市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、和歌山営業所（和歌山県和歌山市）、京都営業所（京都府城陽市）、北近畿営業所（京都府福知山市）、滋賀営業所（滋賀県愛知郡愛荘町）、奈良営業所（奈良県奈良市）、兵庫営業所（兵庫県明石市）、鳥取営業所（鳥取県鳥取市）、山陰営業所（鳥取県西伯郡大山町）、島根営業所（島根県出雲市）、東京営業所（東京都千代田区）、静岡営業所（静岡県静岡市）
	工 場	武生工場（福井県越前市）、森田工場（福井県福井市）、富山工場（富山県高岡市）、滋賀工場（滋賀県愛知郡愛荘町）、甲賀工場（滋賀県甲賀市）、京都工場（京都府城陽市）、兵庫工場（兵庫県西脇市）、和田山工場（兵庫県朝来市）、大山工場（鳥取県西伯郡大山町）
ゼニス羽田(株)	本 社 営 業 所	本社・営業本部（東京都千代田区）、札幌営業所（北海道札幌市）、東北営業所（宮城県仙台市）、水戸営業所（茨城県水戸市）、北関東営業所（茨城県結城市）、栃木営業所（栃木県小山市）、群馬営業所（群馬県安中市）、埼玉営業所（埼玉県さいたま市）、千葉営業所（千葉県千葉市）、横浜営業所（神奈川県横浜市）、山梨営業所（山梨県甲斐市）、長野営業所（長野県松本市）、北陸営業所（石川県金沢市）、静岡営業所（静岡県静岡市）、名古屋支店（愛知県名古屋市）、京都営業所（京都府城陽市）、大阪支店（大阪府大阪市）、兵庫営業所（兵庫県明石市）、岡山営業所（岡山県岡山市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
	工 場	結城工場（茨城県結城市）、熊谷工場（埼玉県熊谷市）、千葉工場（千葉県山武郡横芝光町）、静岡工場（静岡県磐田市）、桑名工場（三重県桑名市）、兵庫工場（兵庫県小野市）

名 称	拠 点	事業所 (所在地)
ゼニス建設(株)	本 社 営 業 所	本社 (東京都千代田区)、大阪支店 (大阪府大阪市)、兵庫営業所 (兵庫県小野市)
(株)ホクコンプロダクト	本 社	本社 (福井県福井市)
北関コンクリート工業(株)	本 工 場 社 場	本社・工場 (群馬県安中市)
ユニバーサルビジネス企画(株)	本 社	本社 (福井県福井市)
東北羽田コンクリート(株)	本 工 場 社 場	本社・工場 (山形県長井市)
ホクコンマテリアル(株)	本 社 営 業 所	本社 (福井県福井市)、関西支店 (大阪府大阪市)、北陸支店 (福井県福井市)、敦賀営業所 (福井県敦賀市)、金沢事務所 (石川県金沢市)、中部支店 (愛知県名古屋)
	工 場	敦賀工場 (福井県敦賀市)
(株) ウ イ セ ラ	本 工 場 営 業 所 社 場	本社・工場 (岐阜県瑞浪市)、東京営業所 (東京都千代田区)、中部営業所 (岐阜県瑞浪市)、大阪営業所 (大阪府大阪市)
(株) M ・ T 技 研	本 社 営 業 所	本社 (大阪府吹田市)、福井事業所・中央材料研究所 (福井県鯖江市)、金沢事業所 (石川県金沢市)、山陰営業所 (鳥取県西伯郡大山町)、東海事業所 (愛知県名古屋)、関東事業所 (東京都千代田区)、東北事業所 (宮城県仙台市)
アイビーソリューション(株)	本 社	本社 (福井県福井市)
(株)ハネックス・ロード	本 社 営 業 所	本社 (東京都千代田区)、京都営業所 (京都府城陽市)
ホクコントラスト(株)	本 社	本社 (福井県福井市)

13. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンクリート事業	828名	△38名
パイル事業	81名	△7名
防災事業	36名	2名
その他事業	104名	3名
全社(共通)	48名	△1名
合計	1,097名	△41名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人84名)は含んでおりません。
 2. 全社(共通)は、総務および経理等の管理部門の従業員であります。

14. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	1,214
株式会社りそな銀行	879
株式会社みずほ銀行	539

II 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 46,000,000株
2. 発行済株式の総数 8,861,283株 (自己株式2,823,167株を除く)
3. 当事業年度末の株主数 7,916名
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	812,586 ^株	9.170 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	412,700	4.657
株 式 会 社 岩 崎 清 七 商 店	241,735	2.727
株 式 会 社 り そ な 銀 行	232,207	2.620
岩 崎 泰 次	228,000	2.572
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	174,640	1.970
石 橋 拓 朗	165,000	1.862
デ ン カ 株 式 会 社	163,024	1.839
株 式 会 社 和 田 商 店	158,052	1.783
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	157,502	1.777

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より自己株式(2,823,167株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2019年6月27日	
新株予約権の数		47,920個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	47,920株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		1円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり768円 (1株当たり768円)	
権利行使期間		2019年8月2日から 2049年8月1日まで	
行使の条件		新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	47,920個
		目的となる株式数	47,920株
		保有者数	9名
	社外取締役	-	
	監査役	-	

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	花 村 進 治	(株)ホクコン代表取締役会長
取 締 役 副 会 長	田 中 義 人	(株)ホクコン代表取締役社長
取 締 役 副 会 長	高 根 総	
代 表 取 締 役 社 長	土 屋 明 秀	ゼニス羽田(株)代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	仙 波 昌	ゼニス羽田(株)取締役副社長
専 務 取 締 役	恵 美 健 一	(株)ホクコン取締役専務執行役員営業本部管掌
常 務 取 締 役	尾 崎 明 久	(株)ホクコン取締役常務総合企画本部顧問
取 締 役	原 田 浩 二	ゼニス羽田(株)取締役常務執行役員生産技術本部長
取 締 役	山 本 讓	ゼニス羽田(株)取締役常務執行役員営業本部長
取 締 役	高 山 丈 二	(株)I.G.M.Holdings監査役
取 締 役	小 池 邦 吉	港総合法律事務所 中央労働金庫理事
常 勤 監 査 役	大 塚 栄	ゼニス羽田(株)監査役
常 勤 監 査 役	清 水 利 康	(株)ホクコン監査役
監 査 役	曾 小 川 久 貴	公益社団法人日本下水道協会顧問
監 査 役	藤 井 宏 澄	藤井宏澄公認会計士事務所

(注) 1. 取締役高山丈二氏および小池邦吉氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査役曾小川久貴氏および藤井宏澄氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役曾小川久貴氏は、公益社団法人日本下水道協会の理事長の経験を通じて、経営監督の実績および高い見識を備えております。
4. 監査役藤井宏澄氏は、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有しております。
5. 2019年6月27日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって、監査役福井経一氏、監査役下保修氏は辞任により退任いたしました。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

	対象役員 人数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基本報酬	株式報酬	
		名	百万円	百万円
取締役	11	216	36	253
うち社外取締役	2	12	－	12
監査役	6	21	－	21
うち社外監査役	4	7	－	7
合計	17	238	36	275
うち社外役員	6	19	－	19

- (注) 1. 上表には、2019年6月27日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役2名)を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬等の額につきましては、2019年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年6月27日開催の第1回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプション報酬額として年額150百万円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬等の額につきましては、2019年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	高 山 丈 二	(株)I.G.M.Holdings監査役	特別の関係はありません
取 締 役	小 池 邦 吉	港総合法律事務所 中央労働金庫理事	特別の関係はありません
監 査 役	曾小川久貴	公益社団法人日本下水道協会顧問	特別の関係はありません
監 査 役	藤 井 宏 澄	藤井宏澄公認会計士事務所	特別の関係はありません

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 山 丈 二	当事業年度開催の取締役会には、8回全てに出席し、必要に応じ、主に行政機関での経験および知見に基づく発言を行っております。
取 締 役	小 池 邦 吉	当事業年度開催の取締役会には、8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	曾小川久貴	2019年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会には、7回全てに、また監査役会には、7回全てに出席し、必要に応じ、経営に関する高い見識に基づき、かつ独立性を踏まえた中立の立場からの発言を行っております。
監 査 役	藤 井 宏 澄	2019年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会には、7回全てに、また監査役会には、7回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的知識及び、財務・会計に関する十分な知見に基づく発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役高山丈二氏および社外取締役小池邦吉氏、社外監査役曾小川久貴氏および社外監査役藤井宏澄氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

V 会計監査人の状況 (2020年3月31日現在)

1. 会計監査人の名称

監査法人大手門会計事務所

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31百万円

(2) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額

31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社全役職員に対し、コンプライアンスの周知・徹底を図ります。
- ② 内部監査室の監査および社内外に通報窓口を設けた内部通報体制等により、コンプライアンスの遵守状況の把握に努めるとともに、万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告され、適切な対応がとられる体制とします。
- ③ 担当取締役は、コンプライアンス基本規程に従い、必要な人員配置、マニュアル等の整備等を行います。
- ④ 反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書など、取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、当社社内規程等に従って、適切に保存・管理を行い、他の取締役および監査役において常に閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- ① 企業価値に影響を与えるおそれがあるリスクについて、各部門にリスク管理推進担当者を置き、リスクの早期把握と迅速且つ的確な対応を確保するものとします。
- ② 総合企画本部は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクの特定・評価、対応策の立案およびリスク顕在化時の損失極小化に向けた体制整備、並びに事業継続を確保するための事業継続計画（BCP）の策定・定着化・適時の見直しを統括します。
- ③ 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要あれば監査方法の改定を行います。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社は、原則として、毎月1回程度取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速且つ適切な意思決定を図ります。

- ② 取締役会において、取締役の業務分掌を定め、代表取締役および各業務担当取締役の権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を図ります。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループとしての業務の適正と効率を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。また、内部監査室は、グループ各社の監査についても取り組むものとしします。
- ② 取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとしします。
- ③ その他、グループ各社の業務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、事前承認又は報告を求め、業務執行の決定に関する権限の明確化と業務の適正化を確保します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から求めがあった場合には、監査役の職務を補助すべき部署として監査役会事務局を設置し、使用人を配置するものとしします。
- ② 監査役会事務局の使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定いたします。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ① 当社およびグループ各社の取締役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととしします。
- ② 監査役は、必要に応じ、取締役および使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとしします。
- ③ 監査役に対し報告等を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとしします。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告やその他会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システム構築の基本方針」を定めるとともに、諸規程の体系化および業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの運用状況を踏まえながら、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでおります。
- (2) グループ各社の業務の遂行状況についても、適時適切に当社取締役会および監査役への報告が行われております。また総合企画本部はグループ各社と連携し、当社グループ全体としてのリスク管理を統括しております。
- (3) 監査役と取締役およびグループ各社の取締役は常に意思疎通を図り、当社およびグループ各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項については、監査役に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>26,711,310</b> | <b>流動負債</b>        | <b>13,256,211</b> |
| 現金及び預金          | 8,574,618         | 支払手形及び買掛金          | 4,230,615         |
| 受取手形及び売掛金       | 10,625,307        | 電子記録債務             | 2,832,211         |
| 電子記録債権          | 2,701,081         | 短期借入金              | 1,660,000         |
| 未成工事支出金         | 371,539           | 1年内返済長期借入金         | 1,183,453         |
| 商品及び製品          | 3,073,252         | リース債務              | 12,721            |
| 仕掛品             | 154,296           | 未払法人税等             | 809,973           |
| 原材料及び貯蔵品        | 603,345           | 賞与引当金              | 462,334           |
| その他             | 623,635           | 工場閉鎖損失引当金          | 98,844            |
| 貸倒引当金           | △15,766           | その他                | 1,966,057         |
| <b>固定資産</b>     | <b>15,335,384</b> | <b>固定負債</b>        | <b>5,775,698</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,604,233</b> | 長期借入金              | 1,684,760         |
| 建物及び構築物         | 2,134,920         | リース債務              | 23,590            |
| 機械装置及び運搬具       | 750,662           | 繰延税金負債             | 644,319           |
| 工具、器具及び備品       | 474,399           | 退職給付に係る負債          | 1,974,856         |
| 土地              | 8,121,543         | 再評価に係る繰延税金負債       | 650,951           |
| リース資産           | 33,686            | 工場閉鎖損失引当金          | 157,832           |
| 建設仮勘定           | 89,021            | 資産除去債務             | 381,192           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>152,959</b>    | その他                | 258,194           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,578,191</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>19,031,909</b> |
| 投資有価証券          | 1,146,329         | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| 長期貸付金           | 61,209            | <b>株主資本</b>        | <b>21,753,625</b> |
| 退職給付に係る資産       | 23,407            | 資本金                | 3,000,000         |
| 繰延税金資産          | 1,265,145         | 資本剰余金              | 4,457,517         |
| その他             | 1,324,465         | 利益剰余金              | 18,506,921        |
| 貸倒引当金           | △242,365          | 自己株式               | △4,210,814        |
|                 |                   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,224,405</b>  |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | 4,606             |
|                 |                   | 土地再評価差額金           | 1,219,799         |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>       | <b>36,754</b>     |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>23,014,785</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>42,046,694</b> | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>42,046,694</b> |

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上              | 39,014,437 |
| 売上              | 28,867,773 |
| 販売費及び一般管理費      | 10,146,663 |
| 営業外収益           | 6,357,697  |
| 営業外収益           | 3,788,966  |
| 受取利息            | 967        |
| 受取配当            | 34,533     |
| 受取倒引            | 40,000     |
| 受取補助            | 6,457      |
| 受取金の            | 61,891     |
| 受取戻入            | 154,607    |
| 営業外費用           | 298,457    |
| 支持分法による         | 24,886     |
| 支持分法による         | 17,266     |
| 支持分法による         | 32,872     |
| 支持分法による         | 53,236     |
| 経常利益            | 128,262    |
| 特別利益            | 3,959,162  |
| 固定資産売却益         | 193,406    |
| 固定資産売却益         | 8,404      |
| 固定資産売却損         | 150        |
| 固定資産売却損         | 25,893     |
| 退職給付費用          | 360,296    |
| 退職給付費用          | 13,351     |
| 退職給付費用          | 121,032    |
| 退職給付費用          | 285        |
| 退職給付費用          | 20,000     |
| 税金等調整前当期純利益     | 541,009    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,619,963  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,594,705  |
| 法人税、住民税及び事業税    | △311,191   |
| 当期純利益           | 1,283,514  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,336,448  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,336,448  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |            |            |            |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式    | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高           | 3,000,000 | 4,457,483 | 16,815,435 | △3,701,037 | 20,571,881 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |            |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当         |           |           | △644,962   |            | △644,962   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |           |           | 2,336,448  |            | 2,336,448  |
| 自 己 株 式 の 取 得       |           |           |            | △509,827   | △509,827   |
| 自 己 株 式 の 処 分       |           | 33        |            | 50         | 84         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |            |            |            |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -         | 33        | 1,691,486  | △509,776   | 1,181,743  |
| 当 期 末 残 高           | 3,000,000 | 4,457,517 | 18,506,921 | △4,210,814 | 21,753,625 |

|                     | その他の包括利益累計額      |                    |                       | 新株予約権  | 純資産合計      |
|---------------------|------------------|--------------------|-----------------------|--------|------------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | その他の包括<br>利益累計額合<br>計 |        |            |
| 当 期 首 残 高           | 157,492          | 1,219,799          | 1,377,291             | -      | 21,949,172 |
| 当 期 変 動 額           |                  |                    |                       |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当         |                  |                    |                       |        | △644,962   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |                    |                       |        | 2,336,448  |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                  |                    |                       |        | △509,827   |
| 自 己 株 式 の 処 分       |                  |                    |                       |        | 84         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △152,885         |                    | △152,885              | 36,754 | △116,131   |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △152,885         | -                  | △152,885              | 36,754 | 1,065,612  |
| 当 期 末 残 高           | 4,606            | 1,219,799          | 1,224,405             | 36,754 | 23,014,785 |

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|---------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b> |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>   | <b>1,397,882</b> | <b>流動負債</b>      | <b>207,121</b>   |
| 現金及び預金        | 1,143,710        | 未払金              | 133,617          |
| 前払費用          | 4,984            | 未払費用             | 9,588            |
| 未収金           | 213,021          | 未払法人税等           | 6,688            |
| その他の金         | 36,166           | 未払消費税            | 43,031           |
| <b>固定資産</b>   | <b>7,171,663</b> | 賞与引当金            | 9,911            |
| 有形固定資産        | 29,275           | 預り金              | 4,283            |
| 建物            | 23,329           | <b>固定負債</b>      | <b>900,000</b>   |
| 工具、器具及び備品     | 5,945            | 関係会社長期借入金        | 900,000          |
| 無形固定資産        | 5,264            | <b>負債合計</b>      | <b>1,107,121</b> |
| 投資その他の資産      | 7,137,123        | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| 関係会社株式        | 7,040,216        | 株主資本             | 7,425,670        |
| その他の          | 96,906           | 資本金              | 3,000,000        |
|               |                  | 資本剰余金            | 7,050,681        |
|               |                  | 資本準備金            | 750,000          |
|               |                  | その他の資本剰余金        | 6,300,681        |
|               |                  | 利益剰余金            | 974,274          |
|               |                  | その他利益剰余金         | 974,274          |
|               |                  | 繰越利益剰余金          | 974,274          |
|               |                  | 自己株式             | △3,599,286       |
|               |                  | 新株予約権            | 36,754           |
|               |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>7,462,425</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>8,569,546</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>8,569,546</b> |

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 営業収益         | 1,551,353 |
| 営業費用         | 565,709   |
| 営業利益         | 985,643   |
| 営業外収益        |           |
| 雑収入          | 204       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 11,957    |
| 自己株式取得費用     | 2,371     |
| 雑損           | 4,430     |
| 経常利益         | 967,089   |
| 税引前当期純利益     | 967,089   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 30,126    |
| 当期純利益        | 936,963   |

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位 千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |                 |           |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 |           |
|                         |           |           |           | 資 本 剰 余 金 合 計   |           |
| 当 期 首 残 高               | 3,000,000 | 750,000   |           | 6,300,648       | 7,050,648 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |           |                 |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |           |                 |           |
| 当 期 純 利 益               |           |           |           |                 |           |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |           |                 |           |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |           |           | 33              | 33        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |           |                 |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           |           |           |           | 33              | 33        |
| 当 期 末 残 高               | 3,000,000 | 750,000   |           | 6,300,681       | 7,050,681 |

|                         | 株 主 資 本         |               |            |             | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|-----------------|---------------|------------|-------------|--------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金       |               | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |        |           |
|                         | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |            |             |        |           |
| 当 期 首 残 高               | 682,273         | 682,273       | △3,089,509 | 7,643,411   | -      | 7,643,411 |
| 当 期 変 動 額               |                 |               |            |             |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | △644,962        | △644,962      |            | △644,962    |        | △644,962  |
| 当 期 純 利 益               | 936,963         | 936,963       |            | 936,963     |        | 936,963   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                 |               | △509,827   | △509,827    |        | △509,827  |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                 |               | 50         | 84          |        | 84        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |                 |               |            | -           | 36,754 | 36,754    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 292,001         | 292,001       | △509,776   | △217,741    | 36,754 | △180,986  |
| 当 期 末 残 高               | 974,274         | 974,274       | △3,599,286 | 7,425,670   | 36,754 | 7,462,425 |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ベルテクスコーポレーション  
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 石田 正樹 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 達哉 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベルテクスコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベルテクスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社ベルテクスコーポレーション  
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 石田 正樹 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 達哉 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルテクスコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な関連する事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計審規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

令和2年5月28日

株式会社ベルテクスコーポレーション 監査役会

常勤監査役 大塚 栄 ㊟

常勤監査役 清水 利康 ㊟

社外監査役 曾小川 久貴 ㊟

社外監査役 藤井 宏澄 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けられた成果の配分として、安定した配当を継続していくことを基本としております。

また、当社は、2018年10月1日にゼニス羽田ホールディングス株式会社と株式会社ホクコンとの共同株式移転の方法により設立されましたが、2020年3月期は経営統合後の新体制として初めて年間を通じて活動した期となりました。新体制のもと、経営統合シナジーの具現化が順調に進むなどして、連結業績が期首予想を上回る結果となりましたこと等を勘案し、2020年3月期の期末配当金は、1株当たり普通配当50円に、特別配当10円を加え以下のとおりとさせていただきたく存じます。

#### (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 60円 総額 531,676,980円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

これに伴いまして、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する条文の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものであります。

また、会計監査人が期待される役割を十分発揮できるよう第39条を新設するものであります。

さらに、機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう第41条を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                       | 変更案                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (条文省略)                                                                  | 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (現行通り)                                                          |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br><u>(3) 監査役会</u><br><u>(4) 会計監査人</u> | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>(削除)<br><u>(3) 会計監査人</u> |
| 第5条 (条文省略)                                                                                 | 第5条 (現行通り)                                                                         |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u><br/>(新設)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> | <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u><br/>2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>当社は、会社法第329条第3項に基づき、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、ほかに取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>第22条～第23条 (現行通り)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、ほかに取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br/> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第33条 <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において予め補欠監査役を選任することができる。</u><br/> 2. <u>補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>第28条～第29条 (現行通り)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. <u>第1項の定めによる予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開催の時までとする。</u></p>                                                                                                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                                                                         |
| <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                         |
| <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                              | <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                |
| <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                  | <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                             | <p>第34条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                               |
| <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                                               | <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>(削除)</p>                                                                           |
| <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                           |

| 現行定款                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第41条</u> (条文省略)</p> <p><u>第42条</u> (条文省略)</p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第44条</u> (条文省略)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第36条</u> (現行通り)</p> <p><u>第37条</u> (現行通り)</p> <p><u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><u>第39条</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、会計監査人の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第40条</u> (現行通り)</p> |

| 現行定款                                                                                             | 変更案                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を支払う。</p> | <p>第41条 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議で定めることができる。</p>                                          |
| <p>(新設)</p>                                                                                      | <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>                                                                                                   |
| <p>第46条 (条文省略)</p>                                                                               | <p>第43条 (現行通り)</p>                                                                                                                     |
| <p>附則</p>                                                                                        | <p>附則</p>                                                                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                                                      | <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第2回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（11名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | <p style="text-align: center;">たなか よしひと<br/>田中 義人<br/>(1958年6月27日生)</p> | <p>1981年4月 北陸コンクリート工業(株)（現(株)ホクコン）入社<br/>                     1992年4月 同社武生工場長<br/>                     2001年4月 同社環境事業本部バイオシステム事業所長<br/>                     2006年6月 同社執行役員技術本部長<br/>                     2008年3月 メンテナンス調査設計(株)代表取締役社長<br/>                     2011年3月 (株)ホクコン技術本部長<br/>                     2011年6月 同社取締役執行役員技術本部長<br/>                     2013年6月 同社取締役常務執行役員技術本部長<br/>                     2015年6月 同社取締役専務執行役員技術本部長<br/>                     2016年2月 同社代表取締役副社長技術本部長<br/>                     2018年10月 当社取締役副会長（現任）<br/>                     2019年3月 (株)ホクコン代表取締役副社長環境事業本部長<br/>                     2019年6月 同社代表取締役社長（現任）<br/>                     （現在に至る）</p> | 12,940 株       |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | <p style="text-align: center;">つちや あきひで<br/>土屋 明秀<br/>(1962年1月19日生)</p> | <p>1984年4月 スズキ(株)入社<br/> 2005年7月 日本ゼニスパイプ(株) (現ゼニス羽田(株)) 入社営業推進部長<br/> 2006年9月 同社営業本部長兼東京支店長<br/> 2007年8月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼名古屋支店長<br/> 2009年4月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長<br/> 2009年8月 同社常務取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長<br/> 2011年4月 同社取締役常務執行役員営業本部長兼東京支店長<br/> 2013年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)取締役<br/> 2014年4月 ゼニス羽田(株)常務取締役<br/> 2017年4月 同社代表取締役社長 (現任)<br/> 2017年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)代表取締役社長<br/> 2018年10月 当社代表取締役社長 (現任)<br/> (現在に至る)</p> | 9,608 株        |
| 3         | <p style="text-align: center;">たかね さとし<br/>高根 総<br/>(1958年10月23日生)</p>  | <p>1982年4月 (株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行<br/> 2000年7月 (株)あさひ銀行 (現(株)りそな銀行) 等々力支店長<br/> 2002年6月 (株)ハネックス (現ゼニス羽田(株)) 管理本部部長<br/> 2010年6月 同社取締役管理本部長<br/> 2011年12月 同社取締役常務執行役員<br/> 2013年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)取締役<br/> 2014年4月 ゼニス羽田(株)代表取締役専務<br/> 2017年4月 同社代表取締役会長<br/> 2017年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)代表取締役会長<br/> 2018年10月 当社取締役副会長 (現任)<br/> (現在に至る)</p>                                                                               | 1,000 株        |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | 仙波 昌<br><small>せんば まさし</small><br>(1965年2月17日生) | 1987年4月 羽田コンクリート工業(株) (現ゼニス羽田(株)) 入社<br>1992年9月 同社専務取締役<br>2002年9月 同社代表取締役社長<br>2012年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)代表取締役副社長<br>2014年4月 ゼニス羽田(株)代表取締役副社長<br>2017年4月 同社取締役副社長 (現任)<br>2018年10月 当社取締役副社長 (現任)<br>(現在に至る) | 155,234 株      |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | はなむら しんじ<br>花村 進治<br>(1957年6月8日生)  | 1980年4月 北陸コンクリート工業(株) (現(株)ホクコン) 入社<br>1998年3月 同社技術本部設計技術チームリーダー<br>2000年6月 同社執行役員技術本部長代行兼機能保証チームリーダー<br>2003年4月 同社執行役員生産副統括部長兼兵庫工場長<br>2006年6月 同社取締役生産本部長兼兵庫工場長<br>2008年3月 同社取締役執行役員総合企画本部長<br>2010年6月 同社取締役常務執行役員総合企画本部長<br>2013年6月 同社取締役専務執行役員総合企画本部長<br>2014年6月 同社代表取締役社長総合企画本部長<br>2017年3月 同社代表取締役社長<br>2018年10月 当社代表取締役会長 (現任)<br>2019年6月 (株)ホクコン代表取締役会長 (現任)<br>(現在に至る) | 13,538 株       |
| 2     | たかやま じょうじ<br>高山 丈二<br>(1951年9月1日生) | 2004年4月 会計検査院事務総長官房総括審議官<br>2004年12月 同検査院第3局長<br>2007年7月 同検査院第5局長<br>2008年7月 国立国会図書館専門調査員<br>2011年10月 独立行政法人日本原子力研究開発機構監事<br>2014年6月 (株)ホクコン社外取締役<br>2016年2月 (株)I.G.M.Holdings監査役(現任)<br>2018年10月 当社社外取締役 (現任)<br>(現在に至る)                                                                                                                                                      | 0 株            |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 小池 邦吉<br>(1969年7月9日生)    | 1996年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）（現任）<br>港総合法律事務所入所（現任）<br>2007年11月 東京弁護士会綱紀委員会委員<br>2008年4月 法政大学法科大学院非常勤講師（現任）<br>2011年4月 法政大学公務人材育成センター講師（現任）<br>2011年10月 ゼニス羽田ホールディングス(株)法律顧問<br>2015年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株)社外取締役<br>2016年6月 中央労働金庫理事（現任）<br>2018年10月 当社社外取締役（現任）<br>（現在に至る）                      | 100 株          |
| 4         | 曾小川 久貴<br>(1947年10月21日生) | 1971年4月 建設省（現国土交通省）入省<br>2000年6月 同省都市局下水道部長<br>2001年1月 国土交通省都市・地方整備局下水道部長<br>2003年10月 財団法人下水道新技術推進機構（現公益財団法人<br>下水道新技術推進機構）専務理事<br>2005年7月 日本下水道事業団理事（事業統括担当）<br>2008年7月 同事業団副理事長<br>2009年7月 同事業団理事長<br>2012年7月 公益社団法人日本下水道協会理事長<br>2017年6月 同協会顧問（現任）<br>2019年6月 当社社外監査役（現任）<br>（現在に至る） | 0 株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高山丈二氏、小池邦吉氏及び曾小川久貴氏は社外取締役候補者であります。
3. 高山丈二氏につきましては、主に行政機関での経験を通じて培った豊富な知識と高い見識を備えておられることから、適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小池邦吉氏につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 曾小川久貴氏につきましては、公益社団法人日本下水道協会の理事長等の経験を通じ下水道分野に精通されており、また幅広い知識と高い見識を備えておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

6. 高山丈二氏及び小池邦吉氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高山丈二氏が2年、小池邦吉氏が2年となります。
7. 当社は、高山丈二氏及び小池邦吉氏との間で会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、高山丈二氏及び小池邦吉氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、曾小川久貴氏との間で会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、曾小川久貴氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、東京証券取引所の定めに基づき高山丈二氏及び小池邦吉氏を独立役員として届け出ております。高山丈二氏及び小池邦吉氏の再任が承認された場合は、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
10. 当社は、東京証券取引所の定めに基づき曾小川久貴氏を独立役員として届け出ております。曾小川久貴氏の選任が承認された場合は、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第1回定時株主総会において、金銭報酬の額について年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、株式報酬型ストック・オプション報酬額（社外取締役を除く）について年額150百万円以内とする旨ご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めるとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、金銭報酬の額について年額200百万円以内、株式報酬型ストック・オプション報酬額（社外取締役を除く）について年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（社外取締役を除く）が、中長期的な視点で株価変動によるメリットおよびリスクを株主の皆様と共有することで、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を高めるためであります。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1個当たり1株といたします。

なお、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整するものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において合理的な範囲内で必要と認められる付与株式数の調整を行うことといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に取り締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し割り当てる新株予約権の数は100,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で当社の取締役会が定める期間といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日(再任の予定がない場合に限り)の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関する上記の詳細およびその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を金銭報酬の額について年額60百万円以内、株式報酬型ストック・オプション報酬額（社外取締役を除く）について年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（社外取締役を除く）が、中長期的な視点で株価変動によるメリットおよびリスクを株主の皆様と共有することで、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を高めるためであります。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1個当たり1株といたします。

なお、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整するものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において合理的な範囲内で必要と認められる付与株式数の調整を行うことといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

#### (2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる新株予約権の数は25,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で当社の取締役会が定める期間といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（再任の予定がない場合に限り）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関する上記の詳細およびその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人大手門会計事務所は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、四谷監査法人を会計監査人に選任することにご承認をお願いするものです。

なお、監査役会が四谷監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は会計監査人として必要な独立性と専門性ならびに監査の品質管理体制を保持しており、また当社が展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

|        |                |                |     |
|--------|----------------|----------------|-----|
| 名 称    | 四谷監査法人         |                |     |
| 主たる事務所 | 東京都千代田区六番町7番地4 |                |     |
| 沿 革    | 1977年7月        | 四谷公認会計士共同事務所設立 |     |
|        | 2008年12月       | 四谷監査法人設立       |     |
|        | 出資金            | 9百万円           |     |
|        | 構成人員           | 社員（公認会計士）      | 11名 |
|        |                | 職員（公認会計士）      | 6名  |
|        |                | （公認会計士試験合格者）   | 2名  |
|        |                | 合計（非常勤を除く）     | 19名 |
|        | 監査証明業務先        | 11社            |     |

(注) 四谷監査法人が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、善意かつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町六丁目6番地  
スクワール麹町 3階会議室



### 【交通のご案内】

- JR 四ツ谷駅「麹町口」より徒歩約1分
- 東京メトロ（丸ノ内線）四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ（南北線）四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ（有楽町線）麹町駅より徒歩約10分

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりません。  
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。